

町会・自治会支援について～活動活性化に向けた取組～

区民委員会資料
令和8年1月19日
地域振興部地域活動課

1. 町会・自治会について

(1) 町会・自治会とは

- ◇地域を基盤に「地縁」という絆で結ばれた住民の共同体であり、区内に201の町会・自治会が存在している。
- ◇町会・自治会の活動は、防災・防犯、清掃活動、子どもや高齢者の見守り、夏まつりや餅つき等のイベント実施、募金活動、掲示板・回覧板等による情報発信等、多岐にわたる。

(2) 町会・自治会を取り巻く環境および課題

- ◇ライフスタイル・価値観の多様化、人口の流動性、マンションの増加、SNSの普及等の社会的背景から地域コミュニティが希薄化しており、活動が停滞している他、役員の高齢化・固定化等の課題を抱えている。

2. 「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」について

(1) 条例制定の経緯

- ◇町会・自治会は古くから地域社会の発展のために重要な役割を果たしてきたが、その法的な位置付けが明確ではなかった。
- ◇町会・自治会が今後も地域コミュニティの核として、より力を發揮しやすい仕組みをつくるとともに、区の支援策の再構築を図るため、平成28年4月、23区で初となる「品川区町会および自治会の活動活性化の推進に関する条例」を制定した。

(2) 条例の内容

◇位置付けの明確化

- ・町会・自治会を良好な地域コミュニティの維持と形成に関する区の協働の最大のパートナーであることを明確にする。

◇区民・事業者に対する参加協力依頼

- ・区民は、町会・自治会活動に積極的に参加し協力するよう努める。
- ・事業者は、町会・自治会の活動に協力するよう努める。
- ・マンション事業者に対し、「地域連絡調整員」の選任を義務付ける。

◇区の責務の明確化

- ・区は町会・自治会と協働して、地域コミュニティの活性化の施策を実施する。
- ・町会・自治会活動への参加および加入促進についての支援を行う。



3. 条例制定後の主な取組について

(1) 各種補助制度の充実

◇新たな取組を促進するもの

- ・児童参加地域事業補助制度
- ・地域力連携促進補助制度

◇活動に必要な資材整備を支援するもの

- ・活動活性化用物品補助制度
- ・ICT活用促進補助制度

◇活動拠点の確保を支援するもの

- ・活動拠点賃借料補助制度
- ・町会専用掲示板補助制度 (R7より上限額および補助対象を拡充)

※別紙『令和7年度 町会・自治会に対する補助制度一覧』参照

(2) 加入促進に関する支援

◇チラシ・啓発品を活用した取組

- ・加入促進チラシ、ウェットティッシュの作成
- ・転入手続の際にこれらを配布
- ・区民まつり時に活動紹介パネルの掲示



◇ホームページによる情報発信

品川区町会連合会ホームページを立ち上げ、日頃の町会・自治会活動に関する記事を随時掲載することで、活動を見える化

(3) 課題解決に関する支援

◇伴走型支援プログラムの実施

町会・自治会が活動を進めるにあたり感じている課題や悩みに対して、コンサルタントを派遣し、約半年間にわたり寄り添いつつ支援を実施。(令和4年度～)

【実績】

令和4年度：5件

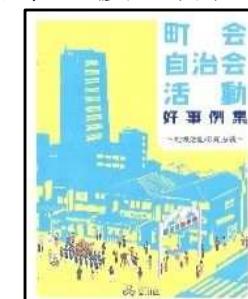
令和5年度：5件

令和6年度：6件

令和7年度：8件（うち、マンションとの関係構築支援5件）

◇行政書士による事務代行

予算書・決算書の作成や補助金の申請手続き等、日頃の運営にかかる事務を行政書士が代行。



◇活動事例集の作成・配付

参考になる取組を行っている町会・自治会の活動事例集を作成・配付し、横展開を促進。

◆ 令和7年度 町会・自治会に対する補助制度一覧(地域支援係)

【別紙】

No.	名称	概要	補助率・上限額 等	R7予算額
1	環境整備助成金	交通安全・防犯活動・緑化活動等の活動に対して助成します。	◇ 1町会・自治会の平均額：358,400円	72,397,000円
2	コミュニティ活性化助成金	地域コミュニティの活性化に必要な経費に対して助成します。	◇ 1町会・自治会の平均額：127,920円	25,840,800円
3	児童参加地域事業補助金	町会・自治会が主催する、子ども向け事業の実施経費に対して補助します。 ※年度内の申請可能数：3事業まで	(1) 補助率：経費の3／4以内 (2) 上限額：100,000円	16,000,000円
4	新規事業定着化補助金	新たに立ち上げた事業の実施経費に対して補助し、事業の定着化を支援します。 (初回申請から5年目までの事業が補助対象)	(1) 補助率：経費の1／2以内 (2) 上限額：(1年目～3年目) 100,000円 (4年目～5年目) 80,000円	5,840,000円
5	地域力連携促進補助金	町会・自治会が、他の町会・自治会または地域で公益的な活動を行っている団体（企業、NPO、マンション管理組合、大学、PTA、商店街および公益法人等）と協働して実施する事業に係る経費を補助します。	(1) 補助率：経費の2／3以内 (2) 上限額：1団体と連携：20万円 2団体以上と連携：30万円	5,100,000円
6	I C T活用促進補助金	デジタル活用の推進につながる物品購入等の経費の一部を補助します。	(1) 補助率：経費の1／2以内 (2) 上限額：100,000円	1,000,000円
7	活動活性化用物品補助金	イベントの活性化、加入の促進、活動への参加の促進のために使用する物品の購入経費に対して補助します。 ※上限額内においての年度内の申請可能数：2回まで	(1) 補助率：経費の1／2以内 (2) 上限額：100,000円	4,000,000円
8	会議室等使用料補助金	会館を所有していない町会・自治会が、貸会議室等を使用する場合の、使用料に対して補助します。	(1) 補助率：使用料の1／2以内 (2) 上限額：10,000円/回	100,000円
9	活動拠点賃借料補助金	賃貸借契約等により活動拠点施設を賃借する場合の、賃借料に対して補助します。	(1) 補助率：賃借料の2／3以内 (2) 上限額：75,000円/月	5,760,000円
10	物品保管場所賃借料補助金	賃貸借契約等により物品保管場所（倉庫等）を賃借する場合の、賃借料に対して補助します。	(1) 補助率：賃借料の1／2以内 (2) 上限額：5,000円/月	864,000円
11	町会・自治会館建設補助金	町会・自治会館の新築・修繕・購入等に係る経費の一部を補助します。 ※計画の“初期段階”で、必ず区にご相談くださいようお願いします。	(1) 補助率：経費の1／2以内 (2) 上限額：要件により2,000万円～3,000万円	8,000,000円
12	町会・自治会館等設備補助金	町会・自治会館等の設備購入に係る経費の一部を補助します。 ※小規模な修繕（倉庫の修繕等も含む）に係る経費も補助	(1) 補助率：経費の1／2以内 (2) 上限額：100万円	6,000,000円
13	町会・自治会 館耐震診断助成・ 耐震補強設計助成金	(1) 昭和56年5月31日以前に建築された会館の、耐震診断に係る経費の全額を助成します。 (2) 上記(1)の耐震診断の結果、倒壊の恐れがあるとされた会館の、耐震補強設計に係る経費の一部を助成します。	(1) 耐震診断 ◇ 補助率：経費の全額を補助 (2) 耐震補強設計 ◇ 補助率・上限額：経費の2／3以内、300,000円	1,400,000円
14	町会・自治会館建設補助金 (耐震改修)	昭和56年5月31日以前に建築された会館で、耐震診断の結果、耐震基準を満たしていない会館の耐震改修等に係る経費の一部を補助します。 ※計画の“初期段階”で、必ず区にご相談くださいようお願いします。	(1) 補助率：経費の2／3以内 (2) 上限額：要件により2,666万円～4,000万円	16,000,000円
15	町会・自治会館等登記 経費補助金	町会・自治会館等の登記に係る経費の一部を補助します。	(1) 補助率：経費の1／2以内 (2) 上限額：土地500,000円、建物300,000円	800,000円
16	町会専用掲示板設置補助金	町会・自治会掲示板の新設、建替え、修繕、移設、建直し、または廃止に係る経費の一部を補助します。	(1) 補助率：経費の1／2以内 (2) 上限額： [新設・建替え・修繕] 1基あたり75,000円 [移設・建直し・廃止] 1基あたり20,000円	4,500,000円